

個人住民税の特別徴収 Q & A

～従業員の方々向け～

Q1 個人住民税の特別徴収とは、どのような制度ですか。

事業主が所得税の源泉徴収と同じように、住民税を給与から差し引きし、従業員の皆様に代わって市町村に納入する制度です。年間の税額を12分割にした税額を、毎年6月から翌年5月まで、毎月の給与から差し引きします。

Q2 特別徴収制度には、どのようなメリットがありますか。

普通徴収の場合は年4回払いですが、特別徴収の場合は年12回払いのため、一回あたりの納税額が少なくなります。

また、納付のために金融機関等に出向く手間も無くなり、納め忘れの心配もありません。

Q3 特別徴収の場合、税額の通知はどのような形で来るのですか。

勤務先経由で従業員の皆様に特別徴収税額通知書をお送りします。普通徴収（納付書、口座振替による納付）の場合は、6月中旬にご自宅へ納税通知書をお送りしていましたが、特別徴収に切り替わると原則として納税通知書はお送りいたしません。

Q4 自分で納付したいので、普通徴収のままにしてほしいのですが・・・。

パートやアルバイトの従業員であっても、前年中に給与の支払を受けており、かつ、4月1日において給与の支払を受けている場合は特別徴収の対象となります。従業員個々の希望により普通徴収を選択することはできません。

Q5 給与を2カ所以上でもらっている場合は、どうなりますか。

給与を複数の事業所から支給されている場合には、原則として、全ての給与を合算した上で税額を計算し、主たる勤務先である事業所の給与から一括して差し引く取扱いになります。